

全国知事会災害対策本部等設置要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定第4条の規定に基づき、全国知事会災害対策本部等の組織及び運営についての必要な事項を定める。

（災害対策都道府県連絡本部の設置）

第2条 いずれかの都道府県において、震度6弱以上が観測された地震又は大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報が発表された大雨、もしくはそれらに相当する程度の災害が発生したと考えられる場合、全国知事会は、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進めるため、速やかに、全国知事会事務総長を本部長とする災害対策都道府県連絡本部（以下「連絡本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。

- 2 連絡本部は、被災県及び被災県の所属するブロックの幹事県並びに国等の関係団体から、被災情報等の収集に努めるとともに、広域応援に係る調整を行う。
- 3 連絡本部は、収集した被災情報等について、各都道府県に連絡を行う。

（災害対策都道府県連絡本部の組織・情報連絡室の設置）

第3条 連絡本部は、本部長である全国知事会事務総長の下、全国知事会事務局次長及び全国知事会事務局の各部長並びに公益財団法人都道府県センターの各部長により構成する。

- 2 大雨特別警報や顕著な大雨に関する情報等が発表前であっても、気象庁情報等により大規模・広域災害の発生が事前に見込まれる場合には、全国知事会は、調査第二部に情報連絡室を設置し、被害情報等の収集を行う。

（災害対策都道府県連絡本部の廃止）

第4条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、全ての都道府県の災害対策本部が廃止された場合及び被災県への広域応援（短期）が終了した場合には、全国知事会は、連絡本部を廃止する。

（災害対策都道府県現地連絡本部の設置等）

第5条 連絡本部が設置された場合にあつて、被災県での情報収集等が必要と認められる場合には、全国知事会は、被災県に情報収集要員（リエゾン）を派遣する。

- 2 複数の県において被害が見込まれる大規模・広域災害時にあつては、全国知事会は、情報収集要員の派遣に、危機管理・防災特別委員会委員長県及び副委員長県の協力を得る。
- 3 情報収集要員からの情報等に基づき、被災県において広域応援の調整が必要と見込まれるときは、全国知事会は、被災県に災害対策都道府県現地連絡本部（以下「現地連絡本部」という。）を設置する。
- 4 現地連絡本部は、全国知事会の情報収集要員やブロック幹事県の職員等で構成し、被災情報等の収集に努めるとともに、国や関係団体との広域応援に係る調整を行う。

(緊急広域災害対策本部の設置)

- 第6条 複数の都道府県において被害が見込まれる大規模・広域災害の発生時には、全国知事会は、全国知事会会長を本部長、全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長を副本部長とする緊急広域災害対策本部（以下「対策本部」という。）を設置し、各都道府県知事あてに通知する。
- 2 前項に定めるもののほか、全国知事会会長が必要と認める場合には、対策本部を設置することができる。
 - 3 対策本部は、第2条第1項の連絡本部の事務を引き継ぎ、被災情報等の収集・連絡事務及び広域応援に係る調整を迅速かつ的確に進める。

(緊急広域災害対策本部の組織)

- 第7条 対策本部は、本部長である全国知事会会長及び、副本部長である全国知事会危機管理・防災特別委員会委員長の下、各ブロック幹事県知事及び危機管理・防災特別委員会副委員長を本部員として構成する。
- 2 本部長に事故のあった場合は、副本部長がその事務を代行する。
 - 3 本部長は、前項に定める本部員以外の知事について、必要に応じて対策本部への参画を求めることができる。

(緊急広域災害対策本部の廃止)

- 第8条 国の発表等により被害拡大が見込まれない場合、各都道府県の災害対策本部体制が縮小された場合並びに被災市区町村応援職員確保調整本部及びブロック幹事県から新たな広域応援（短期）の要請が見込まれない場合には、全国知事会は、対策本部を廃止し、又は連絡本部に移行する。

(実施細目)

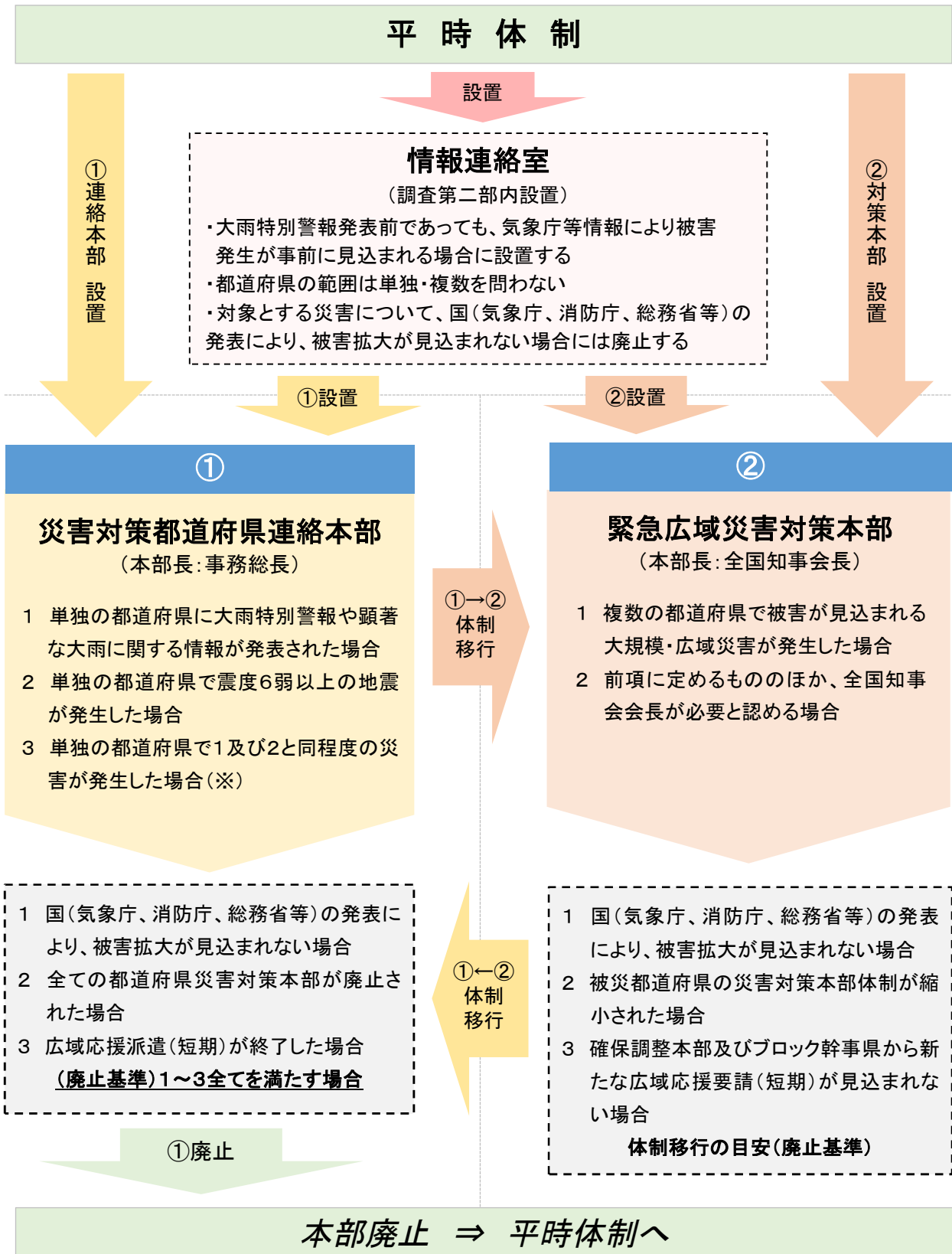
- 第9条 その他、災害対策本部等の設置に関して必要な事項又は定めのない事項は、全国知事会事務局において別に定める。

附則 この要綱は、令和3年 月 日から施行する。

別表 1

全国知事会災害対策本部等の設置及び運用について

「災害対策都道府県連絡本部」及び「緊急広域災害対策本部」の設置及び運用について、近年の自然災害激甚化・頻発化を踏まえ、下記のとおり運用する。



※暴風・高潮・波浪・暴風雪・大雪・津波・火山・地震に係る特別警報等の他、国民保護法が適用される事態等をいう。

令和 3 年度（2021）緊急広域災害対策本部構成員

令和 3 年 9 月 3 日現在

本部長	平井 伸治	全国知事会長（鳥取県知事）
副本部長	黒岩 祐治	危機管理・防災特別委員長（神奈川県知事）
本部員	三村 申吾	青森県知事（北海道東北地方知事会幹事県）
	長崎 幸太郎	山梨県知事（関東地方知事会幹事県）
	川勝 平太	静岡県知事（中部圏知事会幹事県）
	齋藤 元彦	兵庫県知事（近畿ブロック知事会幹事県）
	村岡 嗣政	山口県知事（中国地方知事会幹事県）
	中村 時広	愛媛県知事（四国知事会幹事県）
	広瀬 勝貞	大分県知事（九州地方知事会幹事県）
	村井 嘉浩	危機管理・防災特別委員会副委員長（宮城県知事）

※ 本部長は、本部員以外の知事について、必要に応じて緊急広域災害対策本部への参画を
求めることができる。（全国知事会災害対策本部等設置要綱第 6 条 2 項）